

平成27年度 第1回 羽島市子ども・子育て会議

平成28年2月17日(水)

午前9時30分から

防災庁舎 研修室1

会議次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 子ども・子育て会議の会長・副会長の選任

(2) 羽島市子ども・子育て支援事業計画の概要について

・子ども・子育て会議について

・子ども・子育て支援新制度の概要

・羽島市子ども・子育て支援事業計画の概要

(3) 羽島市子ども・子育て支援事業計画における各事業の進捗状況について

4 その他

5 閉 会

議題

(1) 子ども・子育て会議の会長・副会長の選任

事務局：羽島市子ども・子育て会議条例 第5条に「子ども・子育て会議に 会長及び副会長 各1人を置き、委員の互選により定める」に従い、会長・副会長の選任について、委員の皆様にはご意見等お願いしたい。

委員：事務局に一任したい。

事務局：事務局一任とのご意見をいただいたので、会長及び副会長の選任につき、事務局案を提示させていただく。

事務局としてはこれまでに引き続き、会長を服部 律子委員に、副会長を高砂 房子委員にと考えている。ご承認いただける場合は、拍手をお願いしたい。

～拍手～

事務局：それでは会長を服部委員に、副会長を高砂委員にお願いする。

(2) 羽島市子ども・子育て支援事業計画の概要について

(3) 羽島市子ども・子育て支援事業計画における各事業の進捗状況について

委員：地域型保育事業の居宅訪問型保育について詳細を教えてください。

事務局：居宅訪問型保育とは保育士または、保育士と同等以上の経験を有するものが保護者の自宅で保育をおこなうものである。障害・疾患などで個別のケアが必要であるなど、1対1で保育が必要な場合を想定した事業である。

委員：羽島市内では居宅訪問型保育は存在するのか。

事務局：羽島市には存在していない。

委員：最近ベビーシッターが預かっている子どもに暴力を振るい、最悪の場合死亡させてしまうという痛ましいニュースが飛び交っている。居宅訪問型保育は危険を孕んでいるのではないか。

事務局：居宅訪問型保育を含む地域型保育事業は、市が策定した条例の基準を満たしていないと、認可を受けて運営することはできない。職員や設備等明確な基準があり、且つ認可の際には本会議に諮問し、委員の方々においても意見をいただき検討していただくものである。そのため、申請すれば簡単に市の認可をうけて運営開始できるものではない。

委員：養育支援訪問事業の具体的な支援の方針について教授願いたい。

事務局：妊娠中の母親がいる家庭、産後間もなく育児不安がある家庭、育児にあたり問題が見受けられる家庭等が対象となる。乳児家庭全戸訪問事業の際に、

気になる家庭、乳幼児健診等の際に保護者から相談があった家庭も対象となる。

委員：本事業の主体は保健師となるのか。

事務局：お見込みのとおりである。

委員：補足させていただくと、本事業は虐待予防でつくられたものあり、乳児家庭全戸訪問事業でスクリーニングした結果、支援が必要な家庭が対象となる。保健師のほか、保育士資格等をもった者が訪問し、問題解決まで定期的に訪問・支援し育児困難や虐待を予防していくものである。

ひとり親家庭、未熟児や障がいのある児童の家庭等も対象となっている。厚生労働省のホームページにガイドラインが掲載されているので、参考にしてもらいたい。

羽島市は養育訪問事業未実施であるため、実施開始にあたり課題であるのが人員の確保・育成である。保健師の数には限りがあるため、資格・訓練をもった者と保健師が連携していくと効率的に実施できると思う。

羽島市は地域子育て支援拠点事業等、子どもの保護者が能動的に動けば相談が受けられる事業・施設は存在しているが、育児に深く悩んでいたり、孤立していると外に出て相談の場に赴くことが困難なケースが多い。そのため、養育支援訪問事業でそのような家庭を把握し、支援していくことは非常に重要である。ぜひ羽島市も事業実施をお願いしたい。

委員：放課後子ども教室・放課後児童健全育成事業の違いを教えてください。

事務局：放課後子ども教室は教育委員会生涯学習課が所管しており、学校の余裕教室を利用し、地域の大人たちをスタッフとしてスポーツや文化活動を指導・教育するものである。放課後児童健全育成事業は常態的に開室しているが、放課後子ども教室は月に数回開催するものである。

委員：放課後子ども教室の開催教室場所はどこか。

事務局：足近・小熊・福寿の3つの小学校である。

以上